

JR九州ユニオン「ふくおか 第361号」 **その1** **誤報を正す**

JR九州ユニオンは、11月4日付JR九州ユニオン「ふくおか」第361号で「○平成27年4月以降55歳以上の乗務員、(旧制度-新制度) -19,000円」と報じているが・・・

誤報!

- 平成27年4月以降、55歳以上の乗務員に対する調整手当は、平成19年度初年令により算式が違います。

【乗務員の調整手当の算式】

旧制度と現行制度での乗務員手当の差額-【平成19年度初年令に対応する額】

・ H19年度初 47才 (H27年度初 55才)	19,000円
・ H19年度初 48才 (H27年度初 56才)	17,200円
・ H19年度初 49才 (H27年度初 57才)	15,400円
・ H19年度初 50才 (H27年度初 58才)	13,600円
・ H19年度初 51才 (H27年度初 59才)	11,800円

※ 一律19,000円ではありません！ご注意ください！

制度を理解しているのですか？